

各 位

株式会社 東北銀行

## 矢巾町個人住宅取得資金利子補給事業の お知らせ

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上 尚登）では、このたび矢巾町（町長 高橋 昌造）との間で「住宅取得資金利子補給事業」に関する契約を締結しましたのでお知らせいたします。

矢巾町では地方創生施策の一環として人口増加を促進するため、新たに町内へ定住を目的として住宅の取得又はリフォームを行う方に対して、ローンに係る利子の一部を交付します。

制度概要は、下記のとおりとなります。

### 記

#### 【制度概要】

	住宅ローン利子補給	リフォームローン利子補給
対象者	平成 28 年 4 月 1 日時点で矢巾町外在住か矢巾町内の賃貸物件に在住の方	
	①住宅を新築または購入する方 ②新たに 3 世代以上の同居を目的に住宅の建替えを行う方	①中古住宅を購入後 1 年以内にリフォームを行う方 ②新たに 3 世代以上の同居を目的にリフォームを行う方
対象ローン	①借入金額 200 万円以上 ②融資期間 5 年以上	①借入金額 100 万円以上 ②融資期間 3 年以上
利子補給期間	5 年間	3 年間
利子補給額	1 年あたり上限 20 万円（1 月～12 月の年間約定支払利息額）	
取扱支店	矢巾支店、流通センター支店	
地方創生優遇措置	以下のいずれかに当てはまる場合、交付期間を 2 年間延長できる ①中学生以下の子供がいる場合 ②三世代以上が同居する住宅 ③婚姻届提出から 5 年以内 ④町内事業者が施工	
受付期間	平成 36 年 3 月 31 日まで	

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ】

地域応援部（担当：間宮）

電話番号：019-651-6161



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>